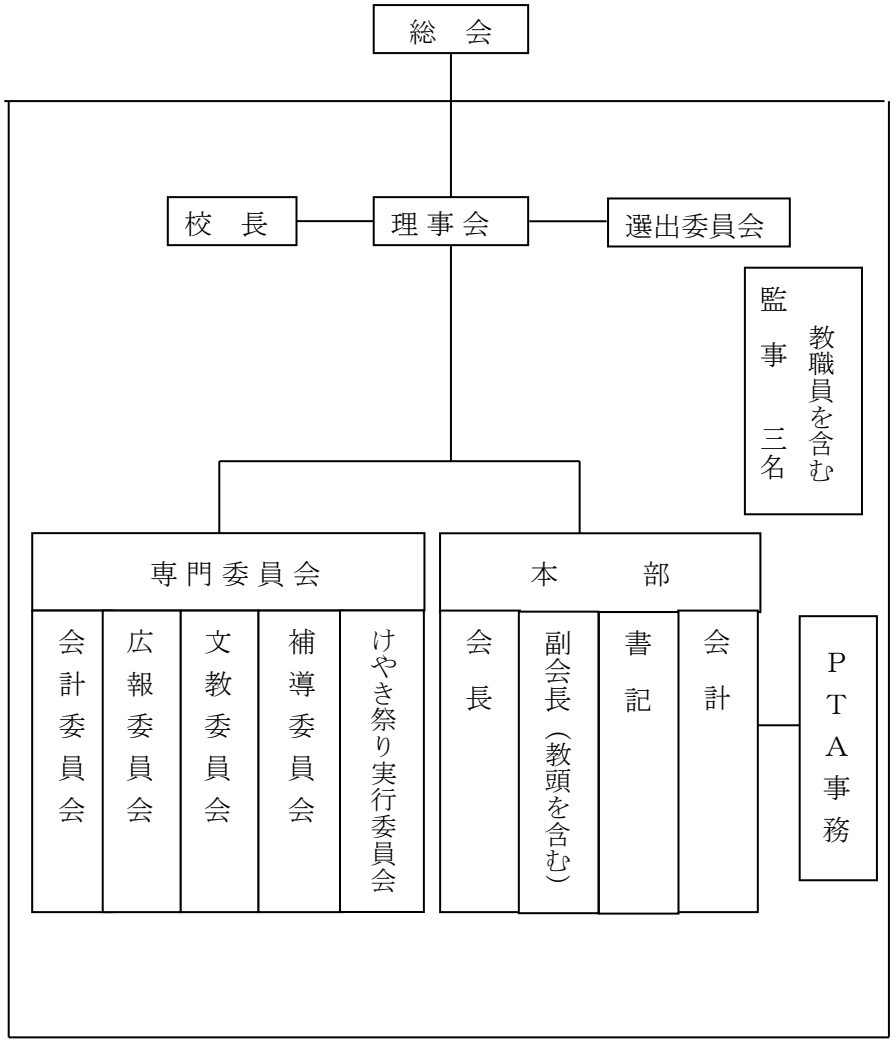
ＰＴＡ会員のしおり

さいたま市立上木崎小学校ＰＴＡ

２０２６年１１月　発行

ＰＴＡ組織図



さいたま市立上木崎小学校ＰＴＡ会則

第１章　　名称と事務所

第１条　この会はさいたま市立上木崎小学校ＰＴＡといい、事務所を同校内に置きます。

第２章　　目　　的

第２条　この会は保護者と教職員が力をあわせて、家庭・学校・社会における児童の幸福と健全な成長をはかるとともに、会員相互の親睦を深め教養を高めることを目的とします。

第３章　　方　　針

第３条　この会は教養を本旨とする民主団体として、次のような基本方針のもと活動します。

（１）特定の宗教や政党にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とする活動はしません。

（２）自主独立のものでありますから、他の団体の支配・統制・干渉は受けません。

（３）児童の教育及び福祉のために活動し、関係の機関や団体と協力します。

（４）学校の教育活動を助けるために意見は述べることはありますが、学校管理や教職員の人事には干渉しません。

（５）国・県・及び市の適性な教育予算の充実をはかるために努力します。

第４章　　事　　業

第４条　この会は、この会の目的と方針に従って次のような事業を行います。

（１）学校の諸行事に対して協力をします。

（２）教育に必要な研究と、これについての助成をします。

（３）児童校外生活組織の育成と指導をします。

（４）学校給食と保健教育の充実振興に協力します。

（５）学校環境の整備に協力します。

（６）学校と家庭との連絡、関係の団体や機関と協力します。

（７）会員の教養を高め親睦を深めるための講演会・講習会・懇談会などの開催をします。

（８）広報紙「しらさぎ」の発行をします。

（９）その他、必要な事業を行います。

第５章　　会　　員

第５条　この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者または保護者にかわる人、ならびに本校に勤務する教職員とします。

第６章　　役　　員

第６条　この会に次の役員を置きます。

（１）本部役員　①会長　　②副会長（教頭１名を含む）
③書記　　④会計

（２）理事

（３）委員

（４）監事３名（教職員１名を含む）

第７条　役員の任期は １ ヵ年とし再選を妨げません。ただし、本部役員および監事としての任期は、立候補の場合を除き、２ 年とします。補欠役員の任期は前任者の残存期間とします。

第８条　役員の任務は次のとおりとします。

（１）会長はこの会を代表し、会務を総理します。

（２）副会長は会長を助け、必要に応じその代理を務めます。

（３）書記はこの会の記録等に従事し報告します。
（４）会計はこの会の会計事務を処理します。
（５）理事はこの会の会務を執行し、各種原案の作成と緊急な要務を審議処理し、事業計画ならびに予算決算に関する事項を担当します。
（６）委員は各専門委員会に所属し、各クラス活動に参画してこの会の事業を執行し、また理事会の起案を審議します。
（７）監事はこの会の会計を監査し、理事会及び総会で報告します。

第９条　役員の選出は次のようにします。
（１）会長、副会長、書記、会計、監事は会員の中から選出します。
（２）理事は委員の中から選出します。さらに教職員より選ばれた若干名を加えます。
（３）委員は各家庭から選出します。教職員は役員となります。

第７章　　運　　営

第１０条　この会を運営するために、委員を構成員とした五つの専門委員会を置きます。
（１）会計委員会　（２）広報委員会　（３）文教委員会
（４）補導委員会　(５) けやき祭り実行委員会

第１１条　各専門委員会の任務は次のとおりとします。
委員を運営できる人数に満たない場合その限りではありません。
（１）会計委員会はＰＴＡ会費の集金・集計及び学年費監査の任務に従事します。
（２）広報委員会は広報紙「しらさぎ」を発行し、ＰＴＡの広報活動に努めます。

（３）文教委員会は会員の生涯教育の充実をはかり、児童の保健厚生の推進に協力します。
（４）補導委員会は学校と連携し、児童の校外補導と併せて児童・会員の厚生をはかります。
（５）けやき祭り実行委員会は‘けやき祭り’の企画から運営を行い、地域との交流促進に努めます。

第１２条 各専門委員会は委員長・副委員長２名を置き、会長が委嘱します。

第１３条　個人情報の取り扱いについては次のようにします。
（１）個人情報保護条例に基づきＰＴＡ活動の円滑な運営を図るため、本会会員は、下記の要項にある各個人情報につき取得、管理、利用することを承諾するものとします。
① 使用目的
ＰＴＡ活動、保護者ボランティア「学校支援隊」、非常変災時の緊急対応項目　等
② 個人情報として取り扱う項目
学年、組、児童氏名、保護者氏名、連絡先電話番号、ＰＴＡ会費の支払い状況、転出入に関する情報
（２） 個人情報につきましては、上記の目的以外に使用できないものとします。

第８章　　会　　議

第１４条　この会に次のような会議を置きます。
（１）総会　　（２）理事会　　（３）専門委員会
（４）その他委員会

第１５条　総会は次のようにします。
（１）総会は１回、年度はじめに開催します。ただし必要に応じ

臨時総会を開くことができます。

（２）総会、臨時総会は会員の過半数の出席および委任状の提出をもって成立します。

（３）総会では事業報告・決算の承認・事業計画ならびに予算の審議決定・役員の承認・会則の改廃、その他重要な事項について議決します。

（４）特別事案により、書面または電子機器を用いた方法をもって成立します。

第１６条 理事会は次のようにします。

（１）理事会は会長、副会長、書記、会計、専門委員会の委員長・副委員長２名で構成します。

（２）理事会は必要に応じ随時開催します。

第１７条　専門委員会、その他委員会は必要に応じ随時開催します。

第１８条　会議はすべて会長が招集します。ただし専門委員会、選出委員会、その他委員会は会長の承認をえて委員長が招集することもできます。会議の議決は出席者の過半数をもって成立します。

第１９条 学校長はどの会議にも出席し意見をのべることができます。

第９章　　会　　計

第２０条　この会の経費は次のようなものでまかないます。

（１）会費　（２）事業収入　（３）その他

第２１条　会費は一家庭につき年額２，５００円とします。

第２２条　この会の経費を支出する場合、金額による決済権の所在は次のとおりとします。

①　１,０００,０００円以上　　総会

②　　２００,０００円以上　１,０００,０００円未満　理事会

③　　５０,０００円以上　　２００,０００円未満　本部

④　　５０,０００円未満　　会長

第２３条　この会の会計監査は、会計年度毎におこないます。ただし必要に応じ随時おこなうことができます。

第２４条　この会の会計年度は、４月１日に始まり翌３月３１日に終わります。

第１０章　　補　　則

第２５条　この会にＰＴＡ事務を置くことができます。
ＰＴＡ事務員は会長の委嘱により庶務、会計、記録などに従事します。

第２６条　この会は次の帳簿を備えます。

（１）会員・役員名簿　（２）議事録　　（３）会費徴収簿

（４）金銭出納簿　　（５）各種証拠類（６）文書収受発送簿

第２７条　この会則は昭和 38 年４月１日から施行します。

◯昭和 49 年２月 16 日臨時総会により会則の一部を改訂し施行

〇昭和 56 年５月 23 日総会により会則の一部を改訂し施行

〇昭和 57 年５月 15 日総会により会則の一部を改訂し施行

◯昭和 62 年５月 23 日総会により会則の一部を改訂し施行

◯昭和 62 年 12 月 12 日臨時総会により会則の一部を改訂し施行

◯平成 元年５月 10 日総会により会則の一部を改訂し施行

◯平成３年５月 18 日総会により会則の一部を改訂し施行

◯平成９年５月 16 日総会により会則の一部を改訂し施行

◯平成 12 年５月 19 日総会により会則の一部を改訂し施行

◯平成 14 年５月 17 日総会により会則の一部を改訂し施行

〇平成 17 年 5 月 13 日総会により会則の一部を改訂し施行
〇平成 22 年 5 月 7 日総会により会則の一部を改訂し施行
〇平成 24 年 5 月 2 日総会により会則の一部を改訂し施行
〇平成 30 年 5 月 11 日総会により会則の一部を改訂し施行
〇令和 3 年 12 月 6 日臨時総会により会則の一部を改訂し施行
〇令和 4 年 5 月 26 日総会により会則の一部を改訂し施行
〇令和 5 年 3 月 20 日臨時総会により会則の一部を改訂し施行
〇令和 5 年 5 月 25 日総会により会則の一部を改訂し施行
〇令和 5 年 11 月 27 日臨時総会により会則の一部を改訂し施行
〇令和 6 年 12 月 17 日臨時総会により会則の一部を改訂し施行
〇令和 8 年 11 月 16 日臨時総会により会則の一部を改訂し施行

慶　弔　規　定

本校児童が逝去されたときは、弔慰金として１０，０００円を児童の保護者へお渡しするものとします。

上記規定の他、特別な事情がある場合は、理事会にはかり決します。
被贈者は一切の返礼はしないものとします。

〇昭和 54 年 5 月 12 日より施行
〇昭和 62 年 5 月 23 日総会により規定の一部を改訂し施行
〇平成 2 年 5 月 19 日総会により規定の一部を改訂し施行
〇平成 3 年 5 月 18 日総会により規定の一部を改訂し施行
〇平成 6 年 5 月 28 日総会により規定の一部を改訂し施行
◯平成 14 年 5 月 17 日総会により規定の一部を改訂し施行
〇平成 22 年 5 月 7 日総会により規定の一部を改訂し施行
〇令和 8 年 5 月 15 日総会により規定の一部を改訂し施行

本部役員・監事候補者選出委員会規定

１．選出委員会設置について

（１）選出委員会は本部役員・監事候補者選出において候補者多数の場合または２学期中に内定者がいない場合に設置されます。

（２）理事会委員で構成します。

（３）委員長、副委員長は理事会員の中から互選します。

（４）選出委員会は、本部及び監事候補者の選出の任務に従事します。

（５）選出委員会は、本部役員・監事候補者の就任後、解散します。

２．本部役員・監事候補者の選出方法について

（１）立候補を受け付けます。

（２）ＰＴＡ会員１名につき１名以上推薦することができます。

（３）立候補者がいない場合、選出委員が候補者を推薦します。

（４）立候補者が多数の場合は現本部役員を除いた理事会委員が話し合いにより選出します。

（５）選出委員会は、年度内に会員に内定報告をします。

◯昭和 62 年 12 月 12 日より施行
◯平成６年５月 28 日総会により一部を改訂し施行
◯平成 12 年５月 19 日総会により一部を改訂し施行
◯平成 17 年５月 13 日総会により一部を改訂し施行
◯平成 23 年５月６日総会により一部を改訂し施行
◯平成 24 年５月２日総会により一部を改訂し施行
◯令和３年 12 月６日臨時総会により会則の一部を改訂し施行
〇令和６年 12 月 17 日臨時総会により会則の一部を改訂し施行

けやき基金　規　定

（名称）

第１条　この積立金はけやき基金（以下基金といいます）と称し、さいたま市立上木崎小学校ＰＴＡ内におきます。

（目的）

第２条　この基金はさいたま市立上木崎小学校ＰＴＡ会則第２条に基づき、積み立てます。

（積立金）

第３条　この基金は、会則第１９条の一般会計とは別に特別会計として設け、ＰＴＡの行う事業収入等を積み立てます。

（支出）

第４条　この基金は第２条の目的を達成するため、次のことに支出します。

①　上木崎小学校の教育環境の向上、及び学校環境整備に対する協力。

②　ＰＴＡが主催、もしくは共催する事業に対する補助。

③　児童代表が参加する各種大会に対する助成。

④　その他上木崎小学校ＰＴＡの目的達成をするために必要な場合。

第５条　この基金を支出する場合、金額による決済権の所在は次のとおりとします。

①　５００，０００円以上		総会
②　１００，０００円以上	５００，０００円未満	理事会
③　１０，０００円以上	１００，０００円未満	本部
④　１０，０００円未満		会長

（報告）

第６条　この基金の会計報告は、ＰＴＡ総会において行います。

（その他）

第７条　その他、規定にない会計執行については、理事会で決定
します。

附則

１．この規定は、平成17年４月１日から施行します。

２．この規定の改廃は、理事会において行います。